生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した　　　指定医療機関等　処分届書

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **基　本****情　報** | **指定医療機関名 称** |  | **医療機関****コード** |  |  |  |  |  |  |  |
| **指定医療機関所　 在 地** |  |
| **処分の種類** | **処分事由** | **処分年月日** |
|  |  | 年　　月　　日 |
| 上記のとおり届け出ます。年　　　月　　　日大阪府知事　様住所又は所在地届出者(開設者)氏名又は名称　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　　　　　　　　　　℡：　　　　　　　　　　　　） |
|
|
|
|

注意事項

１　この書類は、直接、「大阪府行政オンラインシステム」により大阪府地域福祉推進室社会援護課(大阪府知事)あて提出してください。**（福祉事務所経由は不要です。）**

＊「大阪府行政オンラインシステム」による提出ができない場合は、郵送で提出してください。

２　この書類は、次の場合に速やかに提出してください。

①病院、診療所、指定（老人）訪問看護事業者又は薬局が処分を受けた場合

②医師、歯科医師が処分を受けた場合

記載要領

１　病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。

２　基本情報は届出時点の情報を記載してください。

３　処分の種類及び処分事由については、生活保護法施行規則第14条に規定する処分を記載してください。